

意見書

平成23年11月30日

情報通信審議会

電気通信事業政策部会 御中

郵便番号 163-8003

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにししんじゅくにちようめさんばんにごう

住 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

(ふりがな) かぶしきがいしゃ

氏 名 KDDI株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちよう たなか たかし
代表取締役社長 田中 孝司

メールアドレス

「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

※本意見書において、敬称は省略させていただいております。

編	章	具体的内容
		<p><はじめに></p> <p>我が国の産業発展の基盤となるブロードバンドの更なる普及促進のため、情報通信審議会において政策の方向性について答申案が取りまとめられたことは、大変有意義であると考えます。ブロードバンド普及促進にあたっては、災害に備えた事業者ダイバーシティを確保し、競争を通じた技術革新や新しいサービスの成果が国民にもたらされるよう、これまで機能してきた設備競争を損なわないよう留意しながら、サービス競争をバランスよく組み合わせて競争政策を進めていく必要があります。</p> <p>そのためには、FTTHの更なる普及に向けて、線路敷設基盤の更なる開放を進めて設備競争を促進すると共に、NTT東・西が保有するボトルネック設備の利用において、NTT東・西の利用部門と競争事業者との間の同等性を確保し、多様な選択肢の中からユーザがサービスを選べる環境を整えることが重要です。また、モバイル市場においても、これまでの設備競争によって国民にもたらされてきたサービスの革新性・利便性を維持しながら、MNOとMVNOの双方で市場を活性化させていくことが、国民利便の向上につながると考えます。</p> <p>さらに、公正競争を確保する観点では、固定系・モバイルの両市場において圧倒的なドミナントであるNTT東・西とNTTドコモを中心としたNTTグループが連携した場合、結果として競争が成り立たなくなり、国民にとってサービスや料金の選択肢が狭まるといった利便の低下をまねくおそれがあることにも留意が必要です。</p> <p>電話網からIP網への円滑な移行の実現にあたっては、上記のような設備ベースでの競争を通じて産まれる多様な選択肢の中から国民が主体的にサービスを選ぶことにより効率的に移行を進めることを前提とすべきであり、その上で電話網に残るユーザを保護するため、各サービスの利用実態を把握し、個々の課題を明確化して解消を図っていくことで、国民全体の負担を最小化すべきです。</p>

編	章		具体的内容
			<p>そのためには、ドミナントであるNTT東・西からのより具体的な情報開示が不可欠であり、今後、NTT東・西はどの機能をいつまでにIP網に移行し、PSTNやメタル回線を廃止する計画なのかをより明確にし、全てのユーザが円滑にIP網に移行できるよう、計画の妥当性を関係者間で議論すべきです。</p> <p>また、国民が主体的にIP網へ移行することを後押しするため、OAB-JIP電話におけるロケーションポータビリティを速やかに実現することも必要です。</p> <p>なお、これらの競争政策の実効性を確保するためには、政策に基づいて講じられた措置の実施状況について検証し、問題がある場合は改善させるというPDCAサイクルを回すことが重要であり、今回創設される「公正競争レビュー制度」等を通じて、NTT東・西による機能分離の実施状況やNTTグループの排他的連携により競争が阻害されていないかを、本審議会において十分チェックしていただきたいと思っております</p>
第 I 編 電話網からIP網への円滑な移行の在り方について	第2章 総論(ネットワークの在り方等)	<p>1 コア網の PSTN からIP網への移行に伴う今後のネットワークの在り方</p> <p>(1)今後のネットワークの在り方</p> <p>(2)検討の視座</p> <p>(3)その他の関連ネットワークの移行が与える影響</p> <p>2 NTT東・西の「概括的展望」</p> <p>3 関係者による合意形成</p>	<p>NTT東・西の「概括的展望」(2010年11月公表)では、2020年頃からPSTNからIP網への移行を開始する、という移行の方向性が示されたに過ぎません。</p> <p>IP網へ円滑且つ積極的に移行できるようにするとともに、ユーザや事業者の予見性・透明性を確保しながら移行に伴うさまざま課題を検討するためにも、まずはNTT東・西からより具体的な移行に関する計画(サービス毎の廃止時期や移行先サービス等の詳細な情報など)を公表する必要があると考えます。</p> <p>また、アクセス回線に係る移行スケジュールについては全く公表されておりません。答申案においても言及されているとおり、アクセス回線の移行計画が示されなければ、ドライカッパ等の接続料水準について予見性が確保されないことから、事業者にとっては予測不可能なコスト増を招き、最終的にはユーザ料金の上昇につながるといった懸念があるため、NTT東・西は早期に情報を開示すべきです。</p>

編	章		具体的内容	
第3章 利用者対応	1 円滑な移行に向けた取組	<p>PSTNからIP網への円滑な移行を進めるためには、ユーザ側のコスト、ネットワーク側のコストを合わせた国民全体のコストを最小にするという考え方が重要です。</p> <p>また、利用者保護の観点から、まずは個人、法人、公的機関等におけるサービス毎の利用実態を把握し、個々の課題を明確にする必要があります。その上で、移行に伴って必要となる措置の周知や、代替サービス・端末等に関する情報開示をユーザに対して可能な限り早期に、広範に行うことでIP網への積極的な移行を推進し、IP網への移行に伴うコスト負担の影響を最小限に留めることが前提になると考えます。</p>		
	2 維持・廃止されるサービスの分類の妥当性	<p>PSTNサービスの移行時期や代替サービスの有無等については、NTT東・西の計画に左右されることから、ユーザが不利益を被ることのないよう、NTT東・西は、個々のサービスについての終了時期、代替サービスの内容(料金や利用条件)等の具体的な情報を、早期に、且つわかり易い形で開示すべきです。</p>		
	3 各サービスに係る課題	(1) 移行後も維持されるサービスに係る課題	<p>また、PSTN上では、NTT東・西のみならず、接続事業者も同種の基本的な付加機能サービス(例えば、フリーフォン(0120/0800)、アクセスコール(0570)といった着課金サービスなど)を提供し、多くのユーザにご利用いただいていることにも留意が必要です。PSTNからIP網への移行時ないし移行後において、接続事業者が追加的負担を行うことなく、これらのサービスを継続して提供できる環境を確保すべきと考えます。</p>	
		(2) 廃止されるサービスに係る課題		
	(3) その他の課題(光回線の契約関連)			
第4章 事業者対応	1 PSTNにおける競争環境の維持	(1) コア網のIP網への移行に対応したコロケーションルールの在り方	<p><コロケーションスペースに長期間空きがない場合の対応について></p> <p>PSTNからIP網への移行に伴い、サービス自体も新しいものに置き換わるのが予想されることから、移行期においては新旧のサービスが併存することが想定されます。そのため、新旧のサービス双方の設備を、競争事業者分も含めて設置可能なスペース、電力、空調、中継ダークファイバ等をNTTビル内に確保することが必要です。</p> <p>しかしながら、收容局ビルによっては、コロケーション用の空きスペースが確保できない等の理由によって、競争事業者が長期間に渡って設備を利用できない問題が生じています。これを改善するため、答申案にもあるとおり、Dランク(利用不可)となっている收容局ビルについては、競争事業者が一定期間内に利用可能となる仕組みの導入や予見性確保のため適切なタイミングでN</p>	

編	章		具体的内容
			<p>TT東・西における直近数カ月の設備計画の開示がなされるべきです。</p> <p>なお、「NTT局舎にコロケーションを行うためのスペースがないとの理由により接続事業者が自らの設備を設置できない場合（中略）結果として光サービスなどへの円滑な移行に影響が生じる可能性があることは否定できない」との記述がありますが、「空きスペース」がないとの理由だけではなく、「電力」「空調」「中継ダークファイバ」「IDF」等が確保できない場合も光サービスの展開が遅れ、円滑なマイグレーションができなくなる懸念があることに留意が必要です。</p> <p><コロケーション設備の撤去に伴うルールの見直しについて></p> <p>コロケーション利用事業者がNTT局舎に設置したコロケーション設備を撤去する際、申入れから解約までに6ヶ月間の利用料を要する運用となっていますが、コロケーション利用事業者は6ヶ月以内に設備撤去を行った後も利用料の支払いを余儀なくされているところです。PSTNからIP網への移行を円滑に進め、且つ加速させるためにも、現行の6ヶ月ルールを見直し、利用期間分のみの費用負担とすべきと考えます。</p>
		(3)メタル回線コストの在り方	<p>PSTNからIP網への移行に伴って今後もメタルから光等への移行が進み、メタル回線のユーザー数、芯線利用率は減少傾向が続いていくものと思われます。一方、メタル回線にかかるコストについては、NTT東・西もコスト削減努力を行っていると理解していますが、宅地開発等における新規敷設等による投資があるため需要減少に見合うコスト削減が実現しておらず、今後も接続料が上昇していくことが容易に想定できます。</p> <p>レガシー系設備については実績原価に基づいて接続料が算定されるため、NTT東・西は接続料収入による接続事業者からのコスト回収が保証されており、たとえ接続料が上昇してもNTT東・西自身の経営上の負担が増す訳ではありません。しかしながら、接続料が上昇し続けた場合にはユーザー料金の値上げやサービスの撤退につながり、結果としてレガシー系サービスのユーザーの利便性を損なうおそれがあることから、接続料水準の上昇を抑制する手段を講じるべきです。</p> <p>具体的な抑制の方法としては、例えば、ドライカット接続料については、未利用のメタル回線コストを算定上控除するなどの対応を、移行が完了するまでの間の暫定的な抑制措置として講じる</p>

編	章		具体的内容
			<p>ことが考えられます。ただし、単純にレガシー系接続料とIP系サービスの接続料を加重平均して一本化するという方法は、事実上IP系サービスの接続料に必要以上にコストが上乘せされることになり、かえってIP網への円滑な移行を妨げる可能性があるため、適当ではないと考えます。IP網への移行促進のため、IP系サービスの接続料のコスト増加要因を排しつつ、レガシー系サービスの接続料の値上げも抑止する手段を検討することが重要です。</p>
		<p>(4)メタル回線の撤去に係るいわゆる「4年前ルール」の在り方</p>	<p>先述のとおり、アクセス回線に係る移行スケジュールについては、NTT東・西の「概括的展望」(2010年11月公表)では全く公表されていないため、競争事業者の予見性を高めてユーザの利便を損なわないためにも、早期に計画が開示されるべきです。</p> <p>NTT東・西が、メタル回線の撤去にかかる情報をより迅速に接続事業者に開示するためには、答申案にもあるとおり、まずNTT東・西がメタル回線とPSTNで提供しているサービスを、IP網への移行に伴っていつどのような「代替サービス」へと移行させるのかを明らかにすることが先決です。そのため、NTT東・西は、個々のサービスについての終了時期、代替サービスの内容(料金や利用条件)等の具体的な情報を、早期に、且つわかり易い形で開示すべきです。</p>
	<p>2 NGNにおける競争環境の整備</p>	<p>(1)PSTNとNGNにおける公正競争環境の在り方</p>	<p>NGNについては、公正競争を促進する観点から、現在進展している設備競争を後退させないよう配慮しながら、競争事業者が必要なタイミング、適切なコストで機能を利用できるようにすべきです。また、一種指定設備であるNGN上で提供される、IP電話をはじめとする各種機能に対する接続料規制は引き続き必要です。</p> <p>アクセス回線における競争については、弊社は8分岐単位料金で自社専用のOSUを利用した「ギガ得プラン」サービスを提供しております。自社専用のOSUを利用することにより、通信速度の向上を実現するなどサービスの差別化を図っていることに加え、エリア拡大とともに設備の利用効率を高めてユーザあたりのコストを下げ、8分岐単位の利用で競争が可能となるよう企業努力を重ねています。その結果、現在FTTH市場においては、弊社シェアが漸増するとともに市場全体の加入者数も増加して競争が促進されてきているところであり、現在進展している設備競争を後退させないよう配慮すべきと考えます。</p>
		<p>(2)NGNにおける伝送機能のオープン化</p>	
		<p>(3)通信プラットフォーム機能のオープン化</p>	
		<p>(4)NGNの段階的発展に</p>	

編	章		具体的内容
		対応したアンバンドルの考え方	その点、現行のアンバンドル機能に加えて、「分岐単位当たりの接続料に係るメニュー」等を導入すると、自ら投資リスクを負って設備投資を行ってきた事業者との間の公平な競争環境を損なうことになるため、安易に実施すべきではありません。まずは、現行のアンバンドル機能において、競争事業者が円滑にFTTHサービスの提供を図れるように、配線区域内世帯数の適正化、加入光ファイバの展開エリア情報や光配線区画情報の正確かつ迅速な公開ルール等、公正に競争できる環境を整備することが先決と考えます。
	3 コア網のIP網への移行に対応したハブ機能の在り方(緊急通報を含む)	(1)ハブ機能の在り方等	NTT東・西のNGNにおいてハブ機能を持つべきか、どこにPOIを設けるべきか等については、現在関係事業者間で行われているPSTNのマイグレーションに係る意識合わせの場において、各事業者のニーズや技術・制度面の課題を踏まえて議論する必要があると考えます。
		(2)緊急通報の扱い	NTT東・西によるISDNのマイグレーションにおいては、緊急通報用ISDNの代替手段について考慮されるべきものと考えています。緊急機関の設備にも影響することが予想されるため、NTT東・西はできる限り早期かつ具体的な構想を明らかにする必要があります。
	4 コア網のIP網への移行を踏まえた番号ポータビリティの扱い		<p>現行のNTT東・西の加入電話については、番号ポータビリティ制度によって、同一番号のまま、NTT東・西や競争事業者が提供するIP電話等に移行することが可能となっています。</p> <p>しかしながら、同一番号で移転が可能な範囲については、NTT東・西が定める運用ルール(「一般加入電話・ISDN番号ポータビリティ業務仕様書」)において「一般番号ポータビリティ対象番号は、NTT地域会社の加入電話等において同一番号による設置場所変更が可能な範囲内に限り使用可能とする。」との規定があり、電気通信番号規則上は同一番号区画内であれば移転可能であるにも関わらず、NTT東・西收容局の範囲内に限定されている状況です。</p> <p>一方、ユーザ視点から見るとNTT東・西收容局の範囲を跨って引っ越し場合でも同じOAB～J番号を使い続けたいというニーズは高いと思われ、当社へもそうした要望が寄せられるケースがあります。また、IP電話ではNTT東・西の收容局による制約を受けないようにすることは、技術的には極めて容易と考えられます。</p> <p>従って、現行の番号ポータビリティにおいては、現在のNTT東・西の收容局に限定されている</p>

編	章		具体的内容
			<p>制約を解消して同一番号区画内を同一番号で自由に移転できるようにすれば、NTT東・西のひかり電話を含むIP電話全体の魅力が高まり、IP網への移行を促進する効果があると考えます。</p> <p>また、この制約を解消することにより将来双方向ポータビリティが実現した場合にも利用者利便の向上に資することができると考えます。</p> <p>これらの点を踏まえ、NTT東・西は現在の番号ポータビリティの運用ルールである収容局制限を即座に撤廃し、番号区画単位まで拡げ、ロケーションポータビリティの拡大を直ちに実現すべきです。</p>

編	章		具体的内容	
第Ⅱ編 ブロードバンド 普及促進のた めの競争政策 の在り方に ついて	第2章 NGN のオ ープン化によ るサービス競 争の促進	1 中継局接続機能 のオープン化	(1)中継局接続機能のオ ープン化 (2)中継局接続機能に係る 標準的な接続箇所(POI)の 在り方	先述のとおり、NGNについては、公正競争を促進する観点から、現在進展している設備競争を後退させないように配慮しながら、競争事業者が必要なタイミング、適切なコストで機能を利用できるようにすべきです。また、一種指定設備であるNGN上で提供されるIP電話をはじめとする各種機能に対する接続料規制は引き続き必要です。
		2 収容局接続機能のオープン化		
		3 アクセス回線に おけるサービス競 争の現状	(1)アクセス回線におけるN TT東・西の設備構築状況と サービス競争の関係	NTT東・西の加入ダークファイバやシェアアクセスを利用する形態での光ファイバの公正競争が有効に機能するためには、1配線区画あたりのカバー世帯数が重要になりますが、NTT東・西から提供された配線ブロック情報については、事後的に配線区画が分割・縮小されて不正確な状態になっているケースが存在するなど、NTT東・西の利用部門と競争事業者との間で公正な競争環境は確保されていない状況です。 NTT東・西が主張している1配線区域の平均世帯数(NTT東:約50、NTT西:約40)についても、本来、シェアアクセスの対象になり得ない中規模マンション(例:6階建て)や、1つの配線ブロックを占める大規模マンションの世帯数が含まれるなど、適切な配線区域内世帯数の確保がなされていない懸念があります。競争事業者が効率的にユーザを集められるよう配線区域内のシェア利用可能世帯数の徹底検証やルール整備が必要と考えます。
			(2)光ファイバの展開エリア 情報、配線ブロック情報の 提供の在り方	NTT東・西の設備部門と利用部門との間で厳格なファイアウォールを設けて着実な運用を徹底するとともに、NTT東・西に対してWEB等で配線区画情報等の設備構築にかかる情報や計画を開示・更新することを義務づけること等により、NTT東・西の利用部門と競争事業者の間で、同時期に同内容で情報が公開・共有されるようにすべきです。
			(3)接続事業者から示され ているサービス競争促進に 関する提案	先述のとおり、アクセス回線における競争については、弊社は8分岐単位料金で自社専用のOSUを利用した「ギガ得プラン」サービスを提供しております。自社専用のOSUを利用することにより、通信速度の向上を実現するなどサービスの差別化を図っていることに加え、エリア拡大

編	章		具体的内容
		(4)FTTH サービスにおける 端末設備(ONU)の在り 方	<p>とともに設備の利用効率を高めてユーザあたりのコストを下げ、8分岐単位の利用で競争が可能となるよう企業努力を重ねています。その結果として、現在においてはシェア漸増とともに市場全体の加入者数も増加しており、競争が促進されてきていることから、現在進展している設備競争を後退させないよう配慮すべきです。</p> <p>その点、現行のアンバンドルに加えて、「分岐単位当たりの接続料に係るメニュー」やこれに類似するアンバンドル機能を導入すると、自ら投資リスクを負って設備投資を行ってきた事業者との間の公平な競争環境を損なうことになることから、安易に実施すべきではありません。まずは、現行のアンバンドルにおいて、競争事業者が円滑にFTTHサービスの提供を図れるように、配線区域内世帯数の適正化、加入光ファイバの展開エリア情報や光配線区画情報の正確かつ迅速な公開ルール等、公正に競争できる環境を整備することが先決と考えます。</p>
	4 通信プラットフォーム機能のオープン化	(1)通信プラットフォーム機能のオープン化(NNI のオープン化) (2)通信プラットフォーム機能のオープン化(SNI のオープン化) (3)一種指定設備の機能に係る情報開示の在り方	<p>先述のとおり、NGNについては、公正競争を促進する観点から、現在進展している設備競争を後退させないよう配慮しながら、競争事業者が必要なタイミング、適切なコストで機能を利用できるようにすべきです。また、一種指定設備であるNGN上で提供されるIP電話をはじめとする各種機能に対する接続料規制は引き続き必要です。</p> <p>なお、答申案において示された「情報開示告示を改正することも含め、情報開示の在り方の見直しを検討すること」については、将来的に接続事業者がよりタイムリーに自網における対応の必要性等を検討できるようになることから賛同します。</p> <p>また、NTT東・西による情報開示の時期については、設定工事申込のみで対応できる単純な機能追加・変更のように90日前までの開示で問題がないケースもありますが、IPv6方式でのISP接続のように大規模な網改造や追加設備の設置等が必要となる場合は、90日前の開示では対応が間に合わなくなることも想定されることから、網機能提供計画の届出時期と同様、開始される200日前までに開示することとすべきです。</p>
第3章 モバイル市	1 ネットワークレイヤーのオープン化	(1)第二種指定電気通信設備制度の見直し	<p>現在の日本のモバイル市場においては、通信事業者のみならず、端末ベンダーやプラットフォーム事業者等のさまざまなプレーヤーが自由に創意工夫して熾烈な競争を繰り広げており、多</p>

編	章		具体的内容
場の競争促進			<p>種多様なサービスがお客様に提供されています。このように、競争が機能している場合には競争は市場に委ねることが原則であり、競争上の問題が生じているときに限り、必要最小限の規制を行うべきです。</p> <p>答申案にあるとおり、「二種指定設備制度に係る規制の適用対象を見直し、拡大することにより、モバイル市場における電気通信事業者間の交渉力の不均衡の問題に対応し、公正競争環境を確保する」のであれば、市場シェアの推移等、競争環境の変化を踏まえ、現行制度において規制対象となっているMNOと、指定対象外であるMNOとの間で不公平な状況となっていることに着目すべきです。</p> <p>なお、適用対象を見直す場合の具体的な基準についても、上記の点に鑑みれば、答申案にあるとおり全ての事業者が規制対象となる「着信ボトルネック規制」の考えを採用することは適当ではないものと考えます</p>
		(2) 禁止行為規制の見直し	<p>先述のとおり、競争が機能しているモバイル市場においては、競争上の問題があるときに限り、必要最小限の規制を行うべきです。その点、日本のモバイル市場においては、過半に近いシェアを長年に渡って維持しており、かつ2位事業者とのシェアの格差も約20%と大きく、事業規模も巨大であるなどの理由により圧倒的な市場支配力を持つ事業者が存在していることから、そのような事業者に対しては禁止行為規制を適用し、競争を阻害する行為を未然に抑止する必要があります。</p> <p>どの事業者が市場支配力を有するかは、事業規模やブランド力、競争事業者の状況といった市場環境によって決まることから、「競争事業者の規模禁止行為等規定適用事業者指定ガイドラインの規定の整理・合理化を行うこと等により、基準の明確化を図る」場合は、上記の視点を踏まえて、単純にシェアの数値等のみを判断基準とするのではなく、総合的に市場の状況を見て適用対象を判断するという、現行の基本的な考え方を維持すべきと考えます。</p> <p>また、禁止行為規制の内容については、モバイル市場のみならず、固定系市場においても、現行規制の下でも連携可能な範囲や態様が広く解釈されると、NTTグループの市場支配力が</p>

編	章		具体的内容
			<p>強化され、競争が阻害されるおそれがあることに留意すべきです。例えば、禁止行為規制の対象事業者が他の企業との連携サービスを提供する場合に、競合他社も同じことができる、あるいは参加可能であっても、その連携の方法やユーザに適用する割引条件等によっては、競争が阻害される可能性があります。</p> <p>このように、禁止行為の規定要件である「不当」性は、個々のケースに応じて判断されるべきものであることから、「不当」性のない事業提携等の事例を事前に明確化することは不可能です。「共同ガイドライン」の見直しを行う場合には、むしろ、禁止行為事業者同士による連携サービスのように、明らかに競争を阻害する事例を明確にし、規定すべきと考えます。</p> <p>(3)MVNO 事業者の参入促進</p> <p>MNOとMVNOの双方で市場を活性化させるにあたっては、答申案において「モバイル市場全体の発展の前提となるインフラを構築するMNOの設備投資インセンティブを損なわないことに留意しつつ、MNO・MVNOの双方にとって新たなビジネスモデルの登場を阻害しないような適正なオープン化を目指すことが必要」と示されたとおり、健全な設備競争を損なうような方法での網提供をMNOに対して事実上義務付けることにならないようにする必要があります。即ち、接続・卸に関わらずMNOによるMVNOへの網提供は、ユーザ利便の維持・向上のため、設備競争と基盤インフラの安定運用を損なわないことを前提とすべきです。</p> <p>「MVNO事業化ガイドライン」の見直しを行う際は、上記の観点から、開発や投資を行わなくとも接続によってMNOと同等のビジネスを行うことがMVNOの形態で可能となることにより、MNOの投資インセンティブを削ぎ、ひいてはMNO間の設備競争を損なう場合、あるいは、MVNOによる網や無線区間の利用状況をMNOが把握して必要に応じた制御を行うことができず、MNO全体の網やユーザへの影響を未然に防止することができない接続形態となり、ユーザ利便の維持や向上に支障をきたすおそれがある場合等を、接続拒否事由や接続に条件をつけることができる事由として明確にすべきと考えます。なお、MNOからMVNOへの網提供に際して適切な運用を実現するために必要となる、MVNOによる網の利用計画等の必要な情報を取得することは当然認められるべきです。</p>

編	章		具体的内容
			<p>＜ユーザ利便の維持や向上に支障をきたすおそれのある具体的な事例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異常信号・大量トラフィックが発生し、混信、つながりにくい、または、つながらない等の障害が生じて、MNOがネットワークの管理・制御を実施できず、MVNO加入者のみならず、MNO加入者にも影響を与え、ユーザ間の利用の公平性を損なうのみならず、ユーザのネットワーク利用に支障をきたすおそれ。 とりわけ、災害等の緊急時には、適格かつタイムリーなネットワーク全体のコントロールができず、ライフラインとしての機能を確保できずMNOとしての社会的責任を全うできないおそれ。 ・トラフィック輻輳が発生している場合やネットワーク容量に余裕がない場合に、MNOが必要となるネットワークの増強や設備更改等を行えず、ユーザ全体の利便性の維持に支障をきたすおそれ。 ・革新的な技術の導入や新しいサービスへの移行を行う場合に、MNOが必要となる設備更改等を行えず、ユーザ全体の利便性の向上に支障をきたすおそれ。
	<p>第4章 線路敷設基盤の開放による設備競争の促進</p>	<p>2 マンション向け光屋内配線の開放</p>	<p>屋内配線を光ファイバで提供する集合住宅やビル向けのFTTHサービスについては、ボトルネック設備を保有する市場支配的な事業者であるNTT東・西がマンションデベロッパーやビルオーナー等と提携して棟内の光屋内配線を敷設し、排他的にサービス提供する事例が増加しており、マンションやビル内のユーザが、競争事業者のFTTHサービスに切り替えることが事実上不可能になるという問題が生じています。</p> <p>今後、新規に建設するマンションやビルについては、MDF室内に複数事業者の回線終端装置の設置スペースを確保可能とすると共に、NTT東・西が設置した棟内の「パッチパネル～光屋内配線～光コンセント」をユーザ単位で競争事業者に転用できるよう指定設備化して開放を義務化するなど、集合住宅やビル向けに通信事業者が敷設した屋内配線を他の事業者もユーザ単位で再利用可能となるようルールを整備し、ユーザが事業者を選択できるようにすべきと考えます。</p>

編	章		具体的内容
	3 地中化エリアへの対応	(1)加入光ファイバの部分的な開放に関するルール整備	<p>地中化による無電柱化等が進行している地域でFTTHサービスを展開する場合には、管路内に光ファイバを敷設する必要がありますが、各戸・ビルへの引込部の管路径が狭隘であり、なおかつ掘削制限の存在により直ちに管路自体を敷設することもできないために競争事業者が追加的に光ファイバを敷設できない事例が多く発生しています。</p> <p>現状の接続ルールにおいては、NTT東・西が敷設した光ファイバについて、「NTT局舎～各戸」までひと続きで借りることしかできませんが、競争を促進し、ユーザの選択肢を確保する観点から、「電柱(クロージャール)～管路～各戸」の部分的な開放についてのルールを整備すべきと考えます。</p>
	4 鉄塔等の一層のオープン化	(2)ローミングに関するルールの在り方	<p>2009年の接続ルール答申において「MNOは自らネットワークを構築して事業展開を図ることを原則とする以上、両当事者が合意していない場合にまで、積極的にその促進を図るべきものとするについては、慎重に判断することが必要。」と示され、答申案においても「接続ルールと答申における整理は現時点において変更すべき特段の事情は存在しない」と示されたとおり、MNO間のローミング対応については、設備構築インセンティブに支障を及ぼさないことに留意し、原則はMNOのビジネス判断に委ねられるものと理解しています。</p> <p>大規模災害時等の緊急時におけるローミングについては、お客様利便性の観点からは望ましいと理解していますが、当社は他社と通信方式が異なるため、端末・ネットワークの双方で技術的課題が存在しています。また、ローミングへの実現にあたっては、個人情報を含めた事業者間の連携方法等、まずは課題の整理が必要と考えます。</p>
第5章 今後の市場環境の変化等を踏まえた公正競争環境の検証の	1 公正競争環境の検証の在り方	<p>(1)毎年度の継続的なチェックのための新たな公正競争環境検証の仕組み</p> <p>(2)ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の創設</p>	<p>包括的な検証に向けた毎年度の継続的チェックについては、既存の競争セーフガード制度及び競争評価の取組を踏まえつつ、新たな公正競争環境の検証の仕組みを設けて実施するという考えに、賛同します。</p> <p>ただし、各検証制度の用途や方法等に特性があることから、検証結果を相互に取り入れる際には次項のような留意が必要と考えます。</p>

編	章		具体的内容
	在り方等	(3)競争評価の在り方 2 今後の市場環境の変化等を踏まえた競争ルールの枠組み	<p>①ブロードバンド普及促進に向けた取組状況の検証</p> <p>ブロードバンドの普及促進状況を検証する観点で「基盤整備率」や「基盤利用率」を定点観測する際、DSLやFTTHのほか、CATVや無線ブロードバンド(LTE、WiMAX等)を指標に取り入れ包括的に検証することで、正確な分析と評価を行うことが出来ると思います。</p> <p>ただし、競争政策上の観点からブロードバンド市場を検証する際には、これとは別に従来どおり競争評価で画定している部分市場毎の検証が必要と考えます。</p> <p>②NTT東・西等における規制の遵守状況の検証</p> <p>NTT東・西利用部門と競争事業者との同等性を確保するため、NTT東・西の機能分離や業務委託先子会社等への監督義務に関する検証のみならず、設備構築情報の扱いの同等性、開通までの期間の同等性、アンバンドル機能の利用条件の同等性等に関するデータを収集し、これらを検証基準とすることを、予め、公正競争レビュー制度についてのガイドライン等に規定すべきです。</p> <p>また、NTT東・西等における規制の遵守状況について、グループドミナンス排除の観点からも、具体的には以下の検証を行うべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NTT東・西、NTTドコモ、グループ会社のサービス同士によるセット割引など、事実上排他的な連携を行っていないか。 ・NTT東・西とNTTドコモによる同一ブランド・サービス名を用いたサービス提供や営業活動など、事実上排他的な業務を行っていないか。 ・資本関係のない提携先企業も禁止行為規制の範囲に加え、禁止行為規制を事実上潜脱していないか。 ・電気通信事業者でないグループ企業も禁止行為規制の範囲に加え、禁止行為規制を事実上潜脱していないか。

編	章	具体的内容
		<p>さらに、「光の道」構想に関する基本方針を受けて、NTT東・西の活用業務制度が認可制から届出制へとの変更がされ行われたところですが、活用業務の提供にあたって規定された公正競争条件の実効性が担保された上で、同制度が慎重に運用がなされて市場における公正な競争が確保されているかについて少なくとも四半期ごとに検証を行い、慎重に運用がなされているか調査・審議を継続的に行うことで、活用業務の検証プロセスの透明性が確保されるものと考えます。</p> <p>包括的な検証が行われるまでの3年間、規制の遵守状況、市場の競争状況等に関する検証を有効なものとするためには、NTTグループの総合的な市場支配力の存在・行使について、より適切かつ客観的に評価するよう競争評価制度を見直す必要があると考えます。その上で、透明性を高めた競争セーフガード制度と連携してNTTグループによる反競争的な行為に対する措置の実効性確保の状況について検証を行い、問題がある場合は改善させるというPDCAサイクルを回すべきと考えます。</p> <p>これまでのネットワークプレイヤー中心の分析に加え、上下レイヤーの動向等を勘案することに関しては、幅広く市場を把握するために有意義と考えますが、通信事業者が主導となるビジネスモデルのみに着目するのではなく、各モデルについてバランスよく分析していただきたいと考えます。</p> <p>また、競争評価における戦略的評価のテーマとして、「同一グループに属する事業者間の連携状況や、FTTH市場における事業者間取引の状況について、分析・評価する」とありますが、その際には、市場支配的な禁止行為事業者であるNTT東・西やNTTドコモを中心とした、NTTグループ各社や実質的な関係事業者との連携状況について専ら分析・評価すべきです。</p> <p>以上を踏まえ、適切な運用によって政策に資するよう、競争評価制度を活用していただきたいと考えます。</p> <p>上述した点に留意して毎年度の継続的チェックを行った上で、3年後に実施される包括的検証</p>

編	章		具体的内容
			の結果として公正競争上の問題があると認定されれば、NTTの在り方を含めた競争政策全体を見直すべきと考えます。
	第6章 本検討のフォローアップについて		3年後の包括的な見直しを実施されるからといって、これを待つことなく、公正競争レビュー制度等において、競争ルールの遵守状況について随時検証を行った上で適時適切に調査・審議し、問題があれば直ちに現行規制を見直すことが必要と考えます。